

小牧市市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例及び小牧市特定教育・保育施設等における重大事故検証委員会条例の一部を改正する条例

(小牧市市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第1条 小牧市市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年小牧市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、中学校及び幼稚園をいう。)」を「及び中学校をいう。)」及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)」に改める。

本則に次の1条を加える。

(読替規定)

第5条 幼保連携型認定こども園に係る学校医等の補償における第2条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「小牧市教育委員会」とあるのは、「市長」とする。

(小牧市特定教育・保育施設等における重大事故検証委員会条例の一部改正)

第2条 小牧市特定教育・保育施設等における重大事故検証委員会条例(令和2年小牧市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

附 則

この条例は、小牧市立こども園の設置及び管理に関する条例(令和8年小牧市条例第 号)の施行の日から施行する。

提出理由

この案を提出するのは、小牧市立こども園を設置し、及び小牧市立第一幼稚園を廃止することに伴い、関係する条例の整備を行うため必要があるからである。

参考資料

小牧市市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例及び小牧市特定教育・保育施設等における重大事故検証委員会条例の一部を改正する条例案のあらまし

- 1 小牧市立こども園の設置及び小牧市立第一幼稚園の廃止に伴い、関係する条例について所要の規定の整備を行う。（第1条及び第2条関係）
- 2 この条例は、小牧市立こども園の設置及び管理に関する条例の施行の日から施行する。